

# 令和4年度第9回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和4年9月21日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

## 第9回定例会議事日程

- 1 日 時 令和4年9月21日(水)午前9時30分
  - 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
  - 3 会議に付すべき事件
    - 第1 第31号議案 (仮称)給食センター檜原用移動台等の購入に関する議案の調製依頼について
    - 第2 第32号議案 八王子市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則設定に関する事務処理の報告について
    - 第3 第33号議案 八王子市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則設定について
    - 第4 第34号議案 八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定について
    - 第5 第35号議案 「みんなが集う学校の未来」八王子市教育委員会指針について
    - 第6 第36号議案 特別支援学級の設置について
  - 4 報告事項
    - ・心にも体にもおいしい給食「はちっこキッチンフェスタ」の開催について  
(学校給食課)
    - ・令和4年度(2022年度)夏季休業中における部活動の関東・全国大会出場結果について  
(学務課)
    - ・令和4年度(2022年度)教育課程の実施状況について (教育指導課)
    - ・市立中学校におけるいじめの重大事態に係る調査報告書の提出について  
(教育指導課)
-

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	伊 東 哲
委 員	柴 田 彩千子
委 員	川 島 弘 嗣
委 員	保 坂 暁 子

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	小 柳 悟
学校教育部指導担当部長	西 山 豪 一
学校教育部施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
地域教育推進課長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	武 井 博 英
学 校 給 食 課 長	東 郷 信 一
学 務 課 長	山 田 光
教 育 指 導 課 長	大日向 由紀子
特別支援・情報教育担当課長	鳥 越 克 彦
教 職 員 課 長	山野井 寛 之
統 括 指 導 主 事	鴨 狩 淳 一
統 括 指 導 主 事	北 川 大 樹
生涯学習スポーツ部長	平 塚 裕 之
生涯学習スポーツ部スポーツ担当部長	志 萱 龍一郎
日本遺産推進担当課長	秋 山 和 英
生涯学習政策課長	鶴 田 徳 昭
放 課 後 児 童 支 援 課 長	倉 田 直 子
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	高 野 芳 崇
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	岡 部 正 訓
学 習 支 援 課 長	松 井 洋 一
文 化 財 課 長	叶 清

こども科学館長	飯塚由則
図書館課長	一杉昇子
図書館企画調整担当課長	堀内栄史
図書館分館担当課長	鈴木秀吾
教育指導課指導主事	志村亮介
教育指導課指導主事	福島裕子
教育指導課指導主事	上田隆司
学校給食課課長補佐兼主査	安齊祥江
学務課主査	中田努
スポーツ施設管理課主査	鈴木悠也
教育総務課課長補佐兼主査	長井優治
教育総務課主任	池上光
教育総務課会計年度任用職員	古瀬村温美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は5名でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより令和4年度第9回定例会を開会いたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯及び職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本日の議事でございますが、第31号議案及び第35議案については、いまだ意思形成過程のため、また、報告事項「市立中学校におけるいじめの重大事態に係る調査報告書の提出について」は、審議内容が個人情報に及ぶため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

安間教育長 日程第2 第32号議案 八王子市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則設定に関する事務処理の報告について、及び日程第3 第33号議案 八王子市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則設定については、相互に関連いたしますので、一括議題に供します。

各案について、教職員課から説明願います。

山野井教職員課長 では、第32号議案並びに第33号議案 八王子市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則設定につきまして、事務処理の報告と併せて一括して御説明いたします。

まずは、第32号議案、別紙3の説明からいたします。

国は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援し、男性による育児の促進や女性の活躍促進をさらに進めるため、不妊治療のための休暇及び配偶者出産休暇を新設するなどの制度改正を行いました。

これに対応した規則改正を行う市長部局に準じて、会計年度任用職員に係る教育委員会規則の一部改正を行ったところです。

改正の主な内容といたしましては、不妊治療のための休暇として、出生サポート休暇の新設、配偶者出産休暇の新設、現在無給となっている産前休暇、産後休暇の有給化、また育児時間の対象となる子どもの年齢を1歳3か月に拡大するなどです。

なお、改正に際しましては、事務手続きを行った当時、教育定例会に議案として提出するいとまがなかったため、教育長専決にて事務処理を行っております。

施行期日は、令和4年4月1日となります。

続きまして、第33号議案です。この令和4年4月1日付規則改正の趣旨と同じく国の育児休業に関しまして、令和4年10月に行われる制度改正に伴いまして、教育委員会規則の一部改正を行います。

この改正の主な内容といたしましては、会計年度任用職員の育児参加休暇につきまして、これまで出産の日の後、8週間を経過する日までとしていた取得可能期間を当該出産に係る子が1歳に達する日までに拡大するものです。

この施行期日につきましては、令和4年10月1日となります。

最後に、第32号議案の別紙1にお戻りいただき、別紙2と別紙4を併せての説明をいたします。

同じく、この規則の中におきまして、会計年度任用職員の夏季休暇の取得可能期間の延長につきまして、9月30日までの取得可能期間であるところ、1か月延長して、10月31日までとしているところです。

これは、新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務への影響等を踏まえ、職員の夏季休暇の計画的取得を促進するため、令和2年度から今年度、令和4年度まで継続して導入することにつきまして、市長部局の規則改正に準じ、教育長専決にて一部改正を行ってきたところでございます。

今回、育児休業に関連した会計年度任用職員に関する休暇等に関する規則改正と併せて報告させていただきました。

私からの説明は以上でございます。

安間教育長 只今、教職員課からの説明は終わりました。各案について、御質疑はございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。この八王子市教育委員会のパートタイム会計年度任用職員というのは、具体的に言うとどのような人たちが対象なのか、教えてもらえませんか。

山野井教職員課長 今回の御質問なのですが、例えば、教職員課任用でいきますと、スクールサポートスタッフですとか、副校長補佐、あるいは、図書館ですと、図書館の業務、窓口業務を担っていただいております専門職、あるいは、アシスタント職、それぞれいらっしゃいます。総勢で約1,000名の会計年度任用職員がおります。

安間教育長 他にございますか。

柴田委員 教えていただきたいのですが、例えば、資料の5ページの別表によりますと、会計年度任用職員のことを専門職というように表記されていますが、この専門職というのは、先ほど御説明があったように、例えば図書館であれば、ここに資格を持っている司書などが含まれているというような意味で専門職というようにここを表記されているのでしょうか。

山野井教職員課長 会計年度任用職員につきましては、大きく2つの職がございます。1つが、今おっしゃっていただいた専門職、それから、もう1つがアシスタント職、2つに分かれております。

専門職につきましては、その名のとおり、専門的な業務について主に従事する職員、それから、アシスタント職につきましては、専門ではないのですけれども、定型的な仕事を主に従事していただく、補助的な業務に従事していただく職員をアシスタント職と位置付けております。図書館につきましては、それぞれの役割に応じまして、例えば、窓口業務でいきますと、アシスタント職の方、あるいは、バックヤードといいますか、専門的な知識で利用者の方の問いにお答えする、あるいは、いろいろと本の知識をお伝えするということにつきましては、専門職という形の中で、それぞれ役割分担をもって業務に従事していただいているという現状がございます。

柴田委員 御回答ありがとうございます。例えば、採用時に専門職かアシスタント職かという2つの募集があって、その2種類に分けて最初から採用されるという理解でよろしいのでしょうか。

山野井教職員課長 そのとおりでございます。任用の際に、その仕事の内容をしっ

かりとイメージをした上で募集をしておりますので、その募集内容を見ていただいた中で、それぞれ私は専門職、私はアシスタント職という形で応募いただいて、その後、採用、仕事に入らせていただくという流れになっております。

柴田委員 ありがとうございます。

安間教育長 他によろしゅうございますか。

それでは、各案についての御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

伊東委員 ありがとうございます。規則改正については、大変いいことだと思いますし、ぜひ徹底していただきたいと思います。近年、このような育児休暇など対して、職場での理解というのがなかなかまだ図られていないというようなことがあると聞いております。

特に、マタニティハラスメントや、ケアハラスメント、このようなことが依然として職場の中であるというようなことが新聞報道等でもありますので、このような規則改正や、制度改正に終わるだけでなく、このような改正が行われた背景など趣旨を管理職や職場内にやはりきちんと説明し、徹底することが必要かというように思いますので、制度改正、規則改正のみに終わることなく、十分趣旨説明をしていただきたいと思っております。

安間教育長 他に御意見がある方。よろしゅうございますか。

それでは、まず、第32号議案についてお諮りをいたしたいと思います。

只今、議題となっております、第32号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第32号議案については、そのように承認することにいたしました。

続きまして、第33号議案についてお諮りをいたします。

只今、議題となっております、第33号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第33号議案については、そのように決定することにいたしました。



安間教育長 日程第4 第34号議案 八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定について議題に供します。

本案について、スポーツ施設管理課から説明願います。

岡部スポーツ施設管理課長 それでは、第34号議案 八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定について、詳細を鈴木主査より説明申し上げます。

鈴木スポーツ施設管理課主査 それでは、第34号議案 八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定について説明いたします。

第34号議案関連資料を御覧ください。現在、八王子市体育館条例施行規則第3条第2項において、北野余熱利用センターの室内プール回数券を甲の原体育館の室内プール回数券とみなしております。

ここで、北野余熱利用センターの名称が北野環境学習センターに変更になる予定です。

今回の規則改正は、名称変更後の北野環境学習センターの室内プール回数券を甲の原体育館の室内プール回数券とみなすため、八王子市体育館条例施行規則第3条第2項の八王子市余熱利用センター条例施行規則の部分を八王子市環境学習センター条例施行規則に変更するものです。

なお、八王子市体育館条例施行規則の施行日は、八王子市余熱利用センター条例施行規則の施行日と同日の本年10月1日を予定しております。

私からの説明は以上になります。

安間教育長 只今、スポーツ施設管理課からの説明は終わりました。

本案について御質疑はございませんか。

伊東委員 説明をありがとうございました。これは確認なのですが、余熱利用センターは何の余熱なのかを教えてくださいと思います。

鈴木スポーツ施設管理課主査 ごみ処理の焼却の余熱でございます。

安間教育長 他に御質疑はございませんか。

それでは、本案についての御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、お諮りをいたします。只今、議題となっております、第34号議案に

については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第34号議案については、このように決定することにいたしました。

安間教育長 続いて、日程第6 第36号議案 特別支援学級の設置について議題に供  
します。

本案について、教育指導課から説明願います。

鳥越特別支援・情報教育担当課長 それでは、第36号議案 特別支援学級の設置に  
ついて御説明いたします。

議案関連資料を御覧ください。まず、趣旨といたしましては、東浅川小学校に知的  
障害の特別支援学級を設置するというものでございます。

内容につきましては、対象学級は今申し上げましたとおり、東浅川小学校の特別  
支援学級、開設年月日は令和5年4月1日を予定しております。

東浅川小学校に新設する理由でございますが、本市の西南部地域の小学校では、  
現在散田小学校、それから横山第一小学校の2校に特別支援学級が設置されていま  
す。散田小学校は学級数を増やし、ここまで現在4学級で特別支援学級が1学級8  
名が定員ですので、32名の定員いっぱい在籍している状況でございます。また、  
これ以上の増級が物理的に難しいというのが現状でございます。

また、横山第一小学校は、特に浅川エリア、高尾駅周辺からはアクセスがあまり  
よくないということで、通いづらいという状況がございます。

そこで、学校の場所も考慮いたしまして、東浅川小学校に設置することとしたも  
のでございます。

なお、これによりまして、特別支援学級の設置校は、小学校で24校、中学校は  
16校、合計40校となります。

今後のスケジュールでございますけれども、本議案の議決後、全小学校に周知い  
たしまして、また、現在就学相談中の保護者にも周知をしてみたいというよう  
に考えております。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、説明は終わりました。本案について、御質疑はございませんか。

川島委員 御説明ありがとうございます。特別支援学級の設置は非常にいいことだと思うのですが、開設が来年の4月1日ということで、かなり時間がタイトだと思うのですが、ハード面、あと人的など、ソフト面、準備的には十分対応できるのでしょうか。

鳥越特別支援・情報教育担当課長 ハード面は、もともとパソコン教室として使っていた教室が空いております。そこを利用いたしまして、多少工事は必要になりますけれども、それは年度内に終わらせて、入れられる予定でございます。

また、人的な配置でございますけれども、それは今後の希望、保護者の希望で実際の人数に応じて国の配置が行われますので、来年度4月1日からの新設ということでございます。

安間教育長 他に御質問ございますか。

保坂委員 直接関係ないのですが、教えていただきたいのですが、特別支援学級に在籍するお子様たちが特別支援学級で過ごす時間数と原級で過ごす時間に関して、原級で過ごす時間が多過ぎるというようなことを文科省のほうでたしか言っていたような気がするのですが、その辺は今どのぐらいの時間を特別支援学級で過ごしているか、時間数が少ないというのは人手の問題なのかどうか、理念としては、国際的には日本は特別支援学級というように分離しているのはよくないというような指摘をされているのではないかと思うのですが、その辺は八王子ではどうなっているのか、簡単でいいので教えていただきたいと思います。

安間教育長 言葉の定義も含めてお願いします。

北川統括指導主事 特別支援学級に在籍する子どもの原級、在籍学級は特別支援学級になります。各学校、その当該の子どもの状態に応じて、交流及び共同学習という形で通常の学級での学習の機会を計画して実施しているということで、各子どもによって、時数というのは異なる状況になります。

安間教育長 そもそも学級とつくものと、教室とつくものの違いから説明をしたほうがいいのではないですか。

北川統括指導主事 ここでいう特別支援学級は知的障害の固定学級です。特別支援教室というものがございまして、これは拠点校から教員が各学校に巡回して、情緒障

害の子どもが在籍学級にいながら、巡回する教員の指導を週1時間、2時間受ける  
と、そういったものになっております。

保坂委員 文部科学省が言っているのは、言葉の問題はそれでいいかと思えますけれども、特別支援学級の在籍者が交流ということで特別支援学級特有の教育を受ける時間が少ないというように指摘されていたような気がするのですけれども。国際的には、分離しない、日本は分離し過ぎているというようなことを指摘されているのですが、八王子ではどのようにお考えでしょうか。

北川統括指導主事 恐らく先ほどの情緒障害の学級、教室のほうと知的障害の特別支援学級とそれぞれあると思うのですけれども、特別支援学級については、基本的には特別支援学級での学習がメインで、その子の教科だとか、時間割の関係で通常の学級との交流を、その学級で学ぶとそういった計画になっておりまして、その割合が多い、少ないというのは、その子の障害の状況に応じて学校で計画をしている状態です。

安間教育長 御指摘にあった時数の話というのは、そもそも国際的に見たときに、日本のこの制度が子どもを分離しているのではないかという御指摘だったのではないですか。特別支援学級は完全に分離ですよ。子どもの立場から見ると、この特別支援学級のほうにずっと在籍しているわけだから、100%そこで授業を受けているわけです、交流はあるにせよ。特別支援学級の教育課程の中で交流しているだけであるから。だから、世界的な指摘というのは、その制度が分離策なのではないかというような御指摘だということではないのですか。

北川統括指導主事 実際、特別の教育課程を組んで、子どもたちの学習は特別支援学級で行っていて、それに合わせて通常の学級でも交流をしているような形での教育課程を含んでいますので、完全に分離というようなことではなく、うまく組み合わせて行っているというのが現状でございます。

安間教育長 国際的な規格については、恐らく私が言ったような指摘をされていると思います。だから、特別支援教室で、そこでの指導時間数が少なく、在籍学級に多く行かせるようにしているというような解釈ならば、それはそれで私は事実として当たっていて、それはなぜそうしているのかということの説明も必要なのではないかなと思いました。

北川統括指導主事 特別支援教室に関しては、在籍学級での学習というのが基本でして、特別支援教室、巡回指導教員が学校に来て受ける授業というものをおおむね2時間というようになっています。教員が一人の児童につき12名というようになっていますので、それで授業、時間割が組めるかどうかということもありますので、その関係でおおむね2時間程度というようになっています。

伊東委員 私の理解としてですけど、特別支援学級の中に固定というような名前がつきますと、もう通常の学級に対して固定ですから、先ほどから御説明がありましたように、通常の学級の教育課程と特別支援学級のカリキュラムは全く違って、1日の学習内容が通常の学級とは全く違う教育内容の学級は固定学級ということになりまして、これですと1年間授業をしていくわけですけども、その中でたまに通常の学級との交流を行ったりしているというのが特別支援学級の中の固定学級というものであって、通級指導学級というのがもう1個ありまして、これは原籍が通常の学級にあるのですけれども、障害の自立支援のために特別支援学級の中の情緒障害とかそういったところに週に2時間程度とか、そういった通級をして、障害の克服のための自立活動を行う、そういうような形になっていますよね。それが日本の特別支援教育の現状ということだと思います。

保坂委員 それは分かっていますけれども、文科省は特別支援学級なのに、交流ということで普通学級で過ごす時間が多すぎる、と言っていると思うのです。それで、八王子はそういうことはないということですね。

西山学校教育部指導担当部長 今回の保坂委員のほうからありました交流学习というものを積極的に進めようというような動きは当然以前からありました。ただ、それをやることによって、本来子どもに必要な教育が受けられないということは八王子市ではありませんので、しっかりと特別支援学級でその子に必要な力が身につく教育をしながら、さらに通常の学級との共同学習も行うという形で現在取り組んでおります。以上でございます。

保坂委員 私は文科省が指摘していることは、国際的に指摘されていることとは逆になっていると思います。それを八王子はどのように考えていこうとしているのかということをお伺いしたかったのです。要するに特別支援学級は作らないで、普通の学級の中でその子には特別な支援が必要なら支援をするようにというのが国際的な

流れなのだろうと思いますし、教科書のことで言えば、特別支援学級のお子さん特有の教科書があってももちろんいいと思うのですが、普通のお子さんの持っている普通の教科書の教科書は持てないというようなことは、教科書のときにも少し申し上げましたけれども、どうなのかなというように思いましたので、お伺いしてみました。ありがとうございました。

西山学校教育部指導担当部長　　今、お話しいただいたようなことが報道等で報じられているのは、私たちのほうも認識しております。八王子市の子どもたちにとって、やはり必要な教育というところで、今固定学級の中で、例えば、それぞれに合った教科書を使った指導を行っております。ただ、その子の状況に応じては、当然通常の学級で使っているような教科書の内容も指導することもございますので、そこは全く通常の学級のものを扱わないということではなく、その子の状況に応じて、しっかりと一人ひとりに合った指導を行っていくということで進めているところでございます。以上です。

安間教育長　　よろしゅうございますか。大元の学校制度に関しては、八王子市独自ではできないものですから。

保坂委員　　理念としてはどのようにお考えかと。学校制度そのものは、八王子でどうできるものではないですが、理念として八王子ではどのように考えていらっしゃるのかなということをお伺いしたかったので、ありがとうございました。

安間教育長　　指導担当部長が御発言するところなのでしょうけれども、全ての子どもが社会で自立をしていくというようにしましょうというのが八王子市の理念で、それでは広過ぎるというように思われるのかもしれないけれども、具体的に社会に出て働くための力を身につけるために、制度面ではなくて、中身のことについては、子ども一人ひとりの子に合ったような教育を進めようというのが本市の考えでありますから、先ほど申しましたけれども、保坂委員がおっしゃるとおり、ある特別支援学級の子どもで、通常の子どもたちがやっている検定教科書を使ったほうが教育効果があるというのが明らかにその子に対してそうだと分かるような場合には、一人1種類しか無償では普及されませんが、逆に学校に残っている教師用の教科書を使うなど、そのような手立てを使って、個別になるべく当たっていただくのが基本方針です。

伊東委員 別件でちょっと御質問させていただきますけれども、現散田小学校の定員が非常に多くなっているというような話でございまして、来年度から東浅川小学校で特別支援学級が開設されるということで、実際、来年度、令和5年度以降、この地区の在籍数の状況は改善されるという見込みなのか、それでもまだなおかつ人数が増加傾向にあるのか、この辺りの動態調査のようなものはされるのでしょうか。

鳥越特別支援・情報教育担当課長 ここで、東浅川小に設置することによって改善はされるのですが、ただ、今マンションの建設等もございまして、そういったものも見ていかなければいけないというところで、これからさらなる増加というものも見ていかなければいけないというようには考えております。

安間教育長 ほかにございましょうか。

柴田委員 まず、通学は毎日のことなので、このように東浅川小学校に新しく特別支援学級が設置されるということは、保護者の方にとっても、児童にとっても、とてもいい取組だと思います。

そこで、1点お伺いしたいのですが、中学校への接続ということで、小学校で新しくこのような取組をした場合に、学級経営の中で人間関係が作られていくと思えますので、その後スムーズに児童が中学校に進んでいただきたいなというように思っています。その中学校での増設というところに関しては、今どのような状況になっているのでしょうか。

鳥越特別支援・情報教育担当課長 この地区ですと、陵南中に固定級がございまして、

恐らくそこに進まれるお子様が多いのかなというようには思いますけれども、大体やはり友達との人間関係というのが小学校のときにできてきて、その友達と一緒にいきたいというようなことで中学校を選ばれるというようなケースがございまして、

今、特に固定の学級に関しては、学区というのがございませぬので、希望ということになりますけれども、そういった中では、そういう人間関係というものを大事にした中で選ばれるのかなというように思っております。

柴田委員 ありがとうございます。

安間教育長 ほかにございましょうか。御質疑はないようでございます。

それでは、本案について、この設置に関する賛否の御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それではお諮りをいたします。只今議題となっております、第36号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第36号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 それでは、続いて報告事項となります。

学校給食課から報告願います。

東郷学校給食課長 それでは、心にも体にもおいしい給食「はちっこキッチンフェスタ」の開催について、詳細を安齊課長補佐より御説明いたします。

安齊学校給食課課長補佐兼主査 資料を御覧ください。給食センターにつきましては、5施設中、現在3施設が稼働し、16校へ安定した給食提供を実施しております。

この度、地域の方に給食の魅力や学校給食センターの役割を知っていただくために、稼働中の三つのセンターにて、「はちっこキッチンフェスタ」を開催いたします。

2、期日・場所についてです。令和4年10月15日土曜日、元横山の開催を皮切りに、11月12日に元八王子、11月26日には南大沢と、三つの給食センターでそれぞれ開催いたします。

3、内容といたしまして、(1)食育体験コーナーの設置、学校給食で取り組んでいる日本遺産献立などの食育の紹介や地産地消ストラックアウトなど、子どもたちが遊んで学べる体験ブース、また、ごみ減量対策課と連携して、食品ロスを考えるきっかけとした機会を作るなど、健康や環境に触れる取組を予定しております。

1つ目といたしまして、子どもたちに人気がある給食のメニューを有料で提供いたします。中学生以下については無料で提供いたします。地域の方や保護者にも手作りの給食のよさを味わっていただく機会と考えております。

3つ目に、普段、給食で使用している地場野菜の直売を行います。給食センターの稼働を機に、多くの生産者の方に御協力いただける仕組みが整い、地場野菜の利用率も向上しています。本市の農産業の魅力のPRにつながればと思っております。

四つ目といたしまして、厨房の見学や、「給食ができるまで」の動画上映、また災害時における給食センターの役割を地域の方に紹介するため、近隣の避難所へ食支



援を行うための備えなどを御紹介したいと思っております。

次のページを御覧ください。こちらは、近隣の町会や自治会に配布する資料となっております。コロナ禍での開催ですので、感染症対策に留意して取り組んでおります。対象は、近隣の小学校と提供校である中学校となっております。

最後に、今後についてです。学校給食の取組を知っていただき、地域とのつながりを深めていく機会としまして、1年に1回の開催を予定しています。給食センターが地域にあってよかったと思っていただけるよう、継続して取り組んでまいります。

報告は以上です。

安間教育長 只今、報告は終わりました。

本件について、御質疑、または要望等がございましたら、お聞かせください。

川島委員 御説明ありがとうございます。恐らくコロナ禍で、本当はもっと早くやりたかったのだと思うのですけれども、開催できて、すごくよかったと思います。

その中で、何点かお伺いしたいのですが、まず、給食の提供の部分で、イートインの場合は無料とありますが、これはそのとおりだと思うのですけれども、テイクアウトも視野に入れられて、今計画されているのかというのが1点。

また、裏のほうでは「参加フォームの御協力をお願いします」とありますが、これは参加人数は当日来た人は全て受け入れるのか、それとも事前申し込みが必要だとか、その辺を教えていただきたいと思います。

あと、今回それぞれ3か所、1回ずつ開催予定ですが、今後、定期的にこのようなイベントを開催していく予定があるのかも併せて教えていただきたいと思います。以上です。

安間教育長 3点ございました。

安齊学校給食課課長補佐兼主査 ありがとうございます。それでは、イートインと書かれているけれども、テイクアウトも視野に入れているのかという御質問についてですが、基本、中で喫食していただくことを想定しておりますが、もし会場のほうが混みあってきて、食べる場所が密にやるようでしたら、テイクアウトへの御案内をさせていただきたいと思っております。

2つ目の参加フォームの受付についてですが、チラシに事前にこちらのフォーム

でのお申し込みを皆様をお願いをして、参加人数と来られる時間帯、また喫食を希望する食事の量もそこで把握をしたいと思っています。集計結果をホームページで随時掲載をして、混雑時間を避けていただくことで、できるだけ多くの方に参加していただけるような仕組みを整えてまいります。

3つ目の今後もこのようなイベントを開催していくのですかという御質問についてですが、食育フェスタだけではなくて、講座ですとか、お野菜を使った料理の講習会なども今計画をしているところです。

以上となります。

川島委員     ありがとうございます。色々なケースを考えられていて、本当に楽しみにしています。ぜひ頑張ってくださいと思います。

安間教育長     他にございましょうか。

伊東委員     御説明ありがとうございます。八王子市の給食と銘を打っていらっしゃるのですけれども、実際に提供していただく料理の揚げパン、カレーライス、スパゲティミートソースって結構がピュラーな内容で、その中にどうやって八王子市の給食の特色を出されて、どのような工夫をされているのか、もし何か教えていただくとありがたいかと思えます。

安齊学校給食課課長補佐兼主査     ありがとうございます。私たち、八王子の給食は地元の食材を使った手作りの給食ということをうたっておりまして、まずは季節の野菜を使った豚汁とか、玉ねぎとかもミートソースもさらっといためてしまえばそうなのですけれども、実に茶色の茶玉になるまでいためたミートソースを八王子の学校給食ということで誇りをもって出しているのです、そういった味を子どもたちだけではなくて、市民の皆様や保護者の方にも味わっていただきたいというのが目的でございます。

伊東委員     ありがとうございました。

安間教育長     同じカレーでも違うものね。大変勉強になりました。ありがとうございました。

他にございましょうか。

保坂委員     ちなみに、有料というのはどのような設定をされているのか、それはあらかじめオープンにはしないのか。

安齊学校給食課課長補佐兼主査　　今、食材費の計算をしておりまして、いただくのは食材費とあと容器代ですね、そちらを想定しておりますので。

安間教育長　　テイクアウトした場合の容器代ですね。

安齊学校給食課課長補佐兼主査　　そうですね。お値段は200円以下で、高くても200円以下で出せるような準備で今進めております。

柴田委員　　とても魅力的なイベントだと思います。地域の方たちにとって、最近防災ということ、関心の1つだと思うのですが、資料の(5)番の災害時における学校給食センターの役割を紹介とありますが、これは展示等とありますが、展示のみではないのですか。どのような企画をされるのか教えてください。

安齊学校給食課課長補佐兼主査　　まずは、災害用の鍋を御覧になったこともないと思うので、見える場所に展示をして、中にボールを入れて、子どもたちがかき混ぜられるように、そんな体験も含めて紹介をしたいと思っています。

あとは、実際に近隣の避難所へ食支援を行う際の、それはパネルで何かあったときにはこのような形でお届けしますというのを地域の方に見ていただけるような、そんな掲示を行いたいと思っています。

柴田委員　　ありがとうございます。

安間教育長　　他によろしゅうございますか。

私から1点、先ほど来年は年に1回とおっしゃったのですがけれども、体育館の冷房も今年の夏、せっかくあるのだから、日程変更が不可能で、広域的でこう使う場合には開放しましょうよということで、部活動で使ってもらいましたよね。ああいうように、災害時にやるということが前提であったとしても、日常から使えるものだったら、どんどん、どんどん市民に還元していくというのは私はすごく大事なことだろうと思うのですが、ぜひこの給食センターに関しても、そんな年に1回なんて言わずに、多分、成人すると我々は学校の給食なんてもう20年ぐらい、10年ぐらい食べていないですよ。ぜひ、そのような機会をどんどん提供する、また、長期休業中に学童の子どもたちのお食事も、今一生懸命、学童のほうでも工夫されてやっていますけれども、ニーズがあると思うのですよ。学校給食のために作った施設であります。可能な範囲でどんどん、どんどんそうやって市民に還元していくという方向をぜひ持っていただきたい。そういう意味で、今回成功した場合に、

年1回と言わずに、さらに展開してくれることを期待します。要望です。

よろしゅうございますか。それでは、報告として承らせていただきます。

安間教育長 続いて、学務課から報告願います。

山田学務課長 それでは、令和4年度夏季休業中における部活動の関東・全国大会出場結果について御報告いたします。

詳細につきましては、中田主査から御報告いたします。

中田学務課主査 資料に沿って御説明いたします。定例会報告事項資料を御覧ください。

今回御報告いたしますのは、夏季休業中に行われました部活動の関東大会・全国大会への出場と結果を報告するものでございます。今年度も昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、関東大会・全国大会が開催されました。

資料、2の内容の出場の状況でございます。関東大会に出場した学校数は10校になります。個人13名、5競技で出場しております。団体は1チーム、1競技となっております。

また、全国大会に出場したのは、学校数は7校になります。出場した者の人数は19名、4つの競技で全国大会に出場しております。

詳しい結果につきましては、別紙の一覧のとおりでございます。別紙を御覧ください。

別紙の左側から出場した学校名、関東大会・全国大会の区分、また部活動名、さらに結果となっております。また、一番表の右側になりますが、その部活動に部活動指導補助員が配置されているか、主たる部活動が学校内、学校外かを記載しております。

競技によっては、関東大会に出場し、優秀な成績を収めても、必ずしも全国大会に出場できない場合がございます。また、関東大会に出ずとも、全国大会に出場するような競技もございます。これは、選考の基準となる都の大会の成績によって、その試験で標準タイムなどを記録した場合に、一気に全国大会への出場が決まる場合がございます。

別紙1ページ目の左の番号で、1番から11番の加住中学校の少林寺拳法部です

が、全国大会への選考大会となっている第17回東京都中学校少林寺拳法大会に出場し、優秀な成績を収めましたので、全国大会の出場を決めました。今回、全国大会では、表の中の10番目になるのですが、種目、男子団体演武において、全国で第1位という結果を収めております。この一覧のように、本市の多くの生徒が関東・全国大会に出場しております。競技によっては、顧問の教員と部活動指導員、部活動指導補助員の指導により、学校内の部活動で上位大会に出場した、つながったケース、また学校での活動が難しく、学校外での活動により上位大会に出場した種目競技もございます。活動の方法は様々になっておりますが、生徒の努力が実を結び、上位大会、関東大会・全国大会に出場できたことは大変素晴らしいことだと思っております。

教育委員会といたしましては、大会に出場する経費である交通費、宿泊費、大会参加費などの費用を生徒派遣費として補助しております。また、部活動の指導員や外部指導員、部活動指導補助員の配置などをもって、部活動の支援充実をさらに図ってまいります。

最後になりますが、資料、別紙3枚目、31番、32番、こちらは夏季休業中ではございませんが、10月以降に開催される全国大会・上位大会に出場が決まっている部活動を記載しております。

報告は以上でございます。

安間教育長 只今、報告が終わりました。

本件について、御質疑、また要望等がございましたら、お聞かせください。

伊東委員 御説明ありがとうございました。大変素晴らしい成績で非常におめでとうございます。

加住中学校の少林寺拳法部でこれだけ多くの子どもたちが全国大会で上位の成績を残している、その何か背景みたいなものがあるのかということをお伺いしたいのが1点と、あと部活動指導員と部活動指導補助員の何か、御説明があったのかもしれないですが、聞き漏らしたのですけれども、違いを教えていただけたらと思います。以上です。

中田学務課主査 加住中学校の少林寺拳法部ですが、加住小・中学校の、小学校のうちから同じように活動を続けて、中学校に上がっても続けてやっているという話で

ございまして、ずっと同じ指導者の方が継続して、長い期間を指導されているので、優秀な結果につながっているものだと思います。

2番目の部活動指導員と指導補助員についてなのですが、部活動指導員というのは顧問の先生に代わって、引率などまで1人で指導ができる立場の者を指導員といます。部活動指導補助員は、各競技に専門知識を有しておりまして、顧問の先生と同時というか、指導の補助をする専門的な知識を持った方という位置付けになっております。

伊東委員      ありがとうございました。

安間教育長      他にございましょうか。よろしゅうございますか。

今年の本市の中学生たちは大活躍をしてくれて、大変うれしいと思いますが、同時にこれを部活動の地域移行、との関係で、この根を絶やさないでやっていかなければいけないなど。少林寺拳法に関しては、加住地区の指導員がいて、加住地区の子どもたちを中心にやっている。地域独自の活動ですから、私はある意味、地域移行が既に実質的にはできている少林寺拳法部だと思うのです。ほかの競技においても、陸上など、そういったところで可能な限り、どうやったら地域移行ができていくのかという、そういうことを見据えながらぜひこの資料を活用していただきたいと要望しておきます。

それでは、報告として承らせていただきます。

安間教育長      続いて、教育指導課から報告願います。

北川統括指導主事      令和4年度（2022年度）教育課程実施状況について報告させていただきます。

詳細につきまして、上田指導主事より報告いたします。

上田教育指導課指導主事      別添でお付けしています参考資料、令和4年度、教育課程編成の方針に基づき、各学校が社会に開かれた教育課程を編成・実施しております。

本日は、令和4年度4月から8月までの市立学校の教育課程の実施状況について、各学校の取組状況と2学期以降の課題及び改善に向けた教育指導課の取組を御報告いたします。

別紙を御覧ください。なお、別紙に合わせて児童・生徒の様子を写真で提示しま

すので、前方のスクリーンを御覧ください。

まず、資料左側、9年間で切れ目なくつなぐ教育活動の充実についてです。全ての小中一貫教育グループで、「育てたい児童・生徒像」や「義務教育終了段階において、育成すべき生徒像」を設定し、その実現に向けて、各グループが地域の特色ある教材を開発した教育活動を実施しております。

松木中学校グループでは、特色ある教育活動として、郷土学習における共通の指導計画を作成するとともに、学力の定着に向けた小・中学生の交流を実施いたしました。また、中学生がリーダーとなって取り組むあいさつ運動を継続的に進めております。

次に、梶田中学校グループでは、地域の特色ある教材を生かした系統的な体験活動が進められるよう、グループで系統表の作成に向け、協議を進めております。また、中学校入学前に子ども同士の間人間関係を一定程度形成し、安心して中学校生活をスタートさせるための方策として、小学校第5学年の合同交流音楽会を11月に実施します。

次に、資料中央、子どもたち一人ひとりに応じた指導についてです。令和4年度から全市立学校においていじめ対応のための時間を毎週確保するために、授業時数週28コマとし、毎週1回以上、学校いじめ対策委員会を実施しております。

また、「気になる児童・生徒」について、校内での情報共有と記録の時間を設定しております。

鑑水小学校では、特別支援教室の教員が毎朝各教室に入り、発達に課題のある児童、気になる児童についての見守りをするとともに、担任への助言を行うなど、複数での見守り体制を構築しました。また、いじめ防止、いじめの早期対応について、学校の取組をまとめたリーフレットを各家庭に配付し、保護者に周知いたしました。

みなみ野小・中学校では、毎週行う学校いじめ対策委員会の話し合いを充実させるために、学校独自に記録様式を作成し、気になる児童・生徒に関する記録の徹底と、全体での情報共有をしております。

次に、特別支援教育の充実についてです。「八王子市版 特別支援教室運営マニュアル」をもとに、目的、効果、支援等について見直し、教育課程を作成しました。

由井第一小学校では、個人情報等の関係で写真はございませんが、在籍学級担任

と保護者の面談に巡回指導教員も参加し、三者で児童の様子や課題、支援方法について共有しております。共有することで、学校と家庭が共通理解に基づいた指導を行うことができ、また、児童の変容に合わせて、柔軟な指導を行っております。

次に、資料右側、学習内容の確実な定着についてですが、習得目標問題の確実な定着に向け、市の学力定着度調査（第1回）の結果をもとに、各学校が取組計画を作成するとともに、学校としての課題に応じた授業改善の実施に取り組んでおります。

散田小学校では、第1回の結果から、学校として比較的定着率の高い問題をターゲット問題とし、全ての児童の定着を目指し、一人ひとりの児童に寄り添った支援の具体的な方法について、校内研修を実施し、共通理解のもとで指導に当たっております。

次に、GIGAスクール構想を踏まえた授業改善です。各学校の情報教育主任が中心となり、各教科等におけるICT活用と校務改善に向けたICTの活用を推進しております。

城山小学校では、令和4年度、GIGAスクール推進校として、各教科等におけるICTの活用を進めております。例えば、体育科の器械運動系の授業の中で、学習端末の動画撮影機能を活用し、自分の動きを動画で撮って振り返られるようにしました。これにより、児童自身が課題を把握することができるようになりました。

また、児童が課題解決に向けて何に取り組むかが明確になり、次回も体育の授業が楽しみという声が児童から多く聞かれています。

ここまで御紹介した学校に共通しているすばらしいところは、取組が学校だけのものではなく、小中一貫教育グループ内で情報を共有したり、グループ合同で活動ができるように互いに働きかけをしているところです。

ここまで学校の具体的な取組を御紹介してきましたが、このような前向きな取組を多くの学校でも実施できるよう、課題を3点挙げ、その改善に向けた教育指導課としての手立てを整理しました。

資料の下を御覧ください。まず、小中一貫教育の充実に向けには、創意工夫ある取組を進めているグループもありますが、「小中一貫教育の日」の取組が固定化しているため、工夫・改善など見直す機会が必要なグループもあります。この課題の改



善に向け、指導主事が10月以降実施の「小中一貫教育の日」などの取組内容を把握するとともに、各グループが設定している「児童・生徒像」に向け、学校の取組を見直せるよう、ほかのグループの取組を紹介しながら、令和5年度の教育課程編成も見据えて、指導・助言をしております。

次に、子どもたち一人ひとりに応じた指導における課題としては、各学校は日頃から児童・生徒一人ひとりの状況を把握するよう努めていますが、一人ひとりの支援ニーズを十分に把握するには、困難な事例も少なくありません。

これらの課題に対し、こども見守りシートの活用や、巡回指導教員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、関係機関と学校の連携強化を図るとともに、各学校が児童・生徒の状況を適切に把握できるよう、指導主事と登校支援チームが連携して、個票システムの活用に向け、気をつけて見ていく必要がある視点について指導・助言をしております。

また、気になる児童・生徒については、学校の対応状況を確認した上で、対応が不十分な場合は、具体的な支援策について指導・助言をしております。

最後に、学習内容の確実な定着に向けた課題ですが、1人1台学習用端末の活用が進んでいる学校がある一方、活用があまり進んでいない学校との間に活用状況の差が見られます。

これらの課題に対し、指導主事が各学校の授業支援ツールの活用状況を把握し、活用上の課題を明確にした上で、GIGAスクール推進校の好事例や、各学校のICT活用実践事例集をもとに、さらなる効果的な活用に向け、指導・助言をしております。

これからも、全市立学校が適正に教育課程を実施できるよう、教育指導課が一丸となって指導・助言をしております。

以上で、報告を終わります。

安間教育長 只今、報告が終わりました。

確認ですが、これは報告の趣旨は例年3月、4月に教育課程の編成状況の報告をこの教育委員会定例会でしているけれども、それが具体的にどうなっているのかの1回報告が欲しいという、そのような意見を踏まえて、この時期にこれをやったという、そういう趣旨だということで御理解いただきたいと思っております。

それでは、御質疑、または要望等がございましたら、お伺いします。いかがでしょうか。

伊東委員 大変分かりやすく、子どもたちの活動状況が手に取るように見えて、とてもいい発表だったのではないかと思います。ありがとうございました。

その上で、幾つか質問したいと思いますが、今の状況を見ますと、できているところの様子がすごく見えるのですけれども、やはり御説明の中にもありますように、改善の必要な学校等がやはり少しあるのかなというお話でしたけれども、そういったところはやはり指導主事の指導・助言というお話がありましたが、それだけで本当に大丈夫なのかどうなのか、非常に学校数が多いので、何かほかの手立てを考えられているのかどうなのか。

特に、G I G A 端末の取組状況というのは、やはり結構学校によって違いもあるでしょうし、特に、小学校と中学校によると、中学校のほうの取組が少し遅れているのではないかと、これは他地区の状況から見て私は推測しているのですけれども、その辺りはやはり少してこ入れをしていかないと、中学の先生がもう少し活用する何か方法を考えていかないといけないのかなという気がしています。何かICTの推進で児童・生徒全員が、1人1台G I G A 端末を持ったということは、今までの教育を大きく変えるという意識をやはり持つ必要があって、パソコンは授業の一部、指導ツールの一部であって、基本は変わらないのだというように思っている先生が結構いるのですけれども、1人1台端末を持ったことによって、学校教育は大きく変わるし、変えなければいけない訳なのですけれども、その辺りをやはり意識改革をしていく方向などがありましたら、お伺いしたいと思います。以上です。

上田教育指導課指導主事 御質問ありがとうございます。まず、最初に御指摘のありました改善が必要な学校についての具体的な対策というところですが、指導主事だけではというお話をいただきましたが、もちろんおっしゃるとおりでございます。研修の充実というところも1つ大きな柱として掲げさせていただいて、全体の研修、または情報教育主任、各校の情報教育主任を対象にした研修、その研修を受けていただいた情報教育主任の先生が各校で独自の校内研修を実施して、還元研修という形で伝えるような伝達の仕方、講習の仕方というのを今検討しております。

もう1つ、G I G A スクールの小中の差というところでございますが、実は、各

学校の実施状況というものを月ごとに指導主事も把握しておりまして、御指摘のあった小中の差というところであるのですけれども、中学校のほうが実は意外と連絡手段、部活動や学級の連絡手段等でクラスルーム、グーグルを活用したものであるのは、小学校よりも進んでおります。ただ一方で、ドリル型学習コンテンツや授業支援ツールというところには、小中のうち中学校で使い方の差というものはございます。そういった点については、指導主事が状況把握を見ながら、その学校はどういうところに課題があるか、どのようなところを特色として、重点を置いてGIGA端末を使っているかという辺りについては、丁寧に精査しながら指導・助言してまいりたいと思っております。

伊東委員      ありがとうございます。ぜひそのような取組を今後も一層進めていただければと思います。ありがとうございました。

安間教育長      他にございましょうか。

川島委員      御説明ありがとうございます。せっかくこの中間のこの時点でこれだけ方策をされているので、まだ1年の半分ですから、前期の課題点が浮かび上がっているものについては、来年度と言わず、今年度、当然後期のほうから改善なりを進めていただきたいと思うのですが、1点ちょっと、答えられなければいいのですけれども、教えていただきたいのが、真ん中のところで支援ニーズを十分に把握することが困難な事例というのがありますけれども、これは例えばどのようなことで困難だと考えられるのかということと、それを乗り越えるのに、改善するに当たって、個票システムの見方、見る視点についての指導・助言をするというのが手立てであります。これは逆に、個票システムの見方をきっちり見られれば、その困難なところというのがある程度改善されるというような考え方ですか。

上田教育指導課指導主事      御質問ありがとうございます。2点いただきました。

まず初めの具体というところになるのですけれども、支援ニーズを十分に把握するという、その一例としましては、学校から直接伺っているケースとしては、例えば、学校生活の外、自宅とか、家庭の中で起きていること、あとは友達関係の放課後に起きていること、もっと言うと、SNS等のツールを活用した事例については、なかなか子ども、または保護者、地域の方から声をいただかないとなかなか見抜けない。また、その一人ひとりがどういうところを求めているのかということにな

かなか気づきにくいケースというのは実際ございます。

それから、見る視点、個票システムの見る視点についてですが、これについては、例えばですが、A児童の4月から5月、4月は欠席日数が1とか2、0だったものが、急に10を超えるような欠席が増えた場合、例えば、それに何の要因で欠席日数が増えたのかというところを学校がどう捉えているか、あとは、その右側にその主たる要因、欠席の要因がどこに学校は認識しているのか、あとは、それに向けて、学校いじめ対策委員会、また校内委員会も含めて、学校はどのような組織として対応しているのかという辺りが右のほうに備考欄というのがございまして、対応記録のように書くところがございます。そういった辺りを見させていただきながら、学校に不十分な点、そういう視点で見てあげないと、すぐに早急に対応していかなければいけないものと、中長期的に見ていってあげなければいけない視点というところを整理しながら、学校のほうには伝えさせていただいております。

安間教育長　よろしゅうございますか。

川島委員　御説明ありがとうございました。今のお話ですと、困難な事例のところでは学校外とか、SNSとなると、実際学校側としては、現状こういう対策を取りましようということではあるのでしょうか。

上田教育指導課指導主事　全てが見抜けるかといいますと、難しいところも多々あるかと思うのですが、その1つとして、やはり地域や保護者をしっかりと巻き込みながら、一緒に協力して取り組んでいくということは1つあり得るかと思えます。

学校だけで抱えるのではなくて、地域や家庭も同じ認識で子どもを見守っていくというシステムを、例えば、保護者や地域、参加していただくファミリールールなどの会社に入っていたいただいたSNSの活用の仕方のものですとか、地域や保護者の方にも参加していただいて、一緒に考える機会をたくさん作っていくということが1つきっかけにはなるかと考えております。

川島委員　分かりました。ありがとうございます。

安間教育長　他にございましょうか。

保坂委員　御説明ありがとうございました。みんなが集う学校の未来に関してもちよっとつながることなのですからけれども、一貫教育の充実で、育てたい児童・生徒像という文言が出てくるのですね。義務教育学校に関してはそういうことではなくて、

その校長が9年間の学校教育目標を設定して、それに合わせて教育課程を編成する。そうではなくて、グループのほうには、「育てたい児童・生徒像を設定し」というような文言になっているのですね。育てたい児童・生徒像というのはあまりにも漠然としていて、逆に広くとれば、多様な人格が否定される危険のある内容になっていて、各グループはどのような育てたい児童・生徒像を設定しているのかなというのが見えないのですね。この中間報告では、育てたい児童・生徒像をもとにした指導というのが「あいさつ」なのですね。9年間の目標は別に「あいさつ」ということではないと思うので、そこら辺はどんなふうに各グループで設定されているのか、もし分かっていることがあったら教えていただきたいと思います。

上田教育指導課指導主事　御質問ありがとうございます。育てたい児童・生徒像の設定については、まず各学校の教育目標をもとに考えております。各学校が知・徳・体のベースに掲げている学校教育目標をもとに、それぞれのグループ内のそれぞれのよさ、共通している方向性というものを整理しながら、同じ方向性を見られるようにということで、グループとしての学校教育目標のような、地域の目標のようなものを設定しているのが、この育てたい児童・生徒像になります。

例えば、梶田中学校グループでは、自ら進んで学ぶ子、自らのよさを生かす子、体力を伸ばす子というように、知・徳・体の目標で設定をしております。もう1つ、先ほどありました「あいさつ」をするというところなのですが、その大きな目標に向かってやっていくまず第一歩として、何か具体的な行動をとっていける子どもたちというところで「あいさつ」、まず身近な「あいさつ」というところに視点を置いて指導をしているというところになります。以上です。

安間教育長　重点目標みたいなものなのですね。

上田教育指導課指導主事　はい。

安間教育長　いかがでしょう。

保坂委員　私が例えば中学生だったら、育てたい児童・生徒と言われると、何なのだろう、すごく反感を持つのではないかと思うのですけれども。何か要するに、具体的にすごく規制があるような目標ではないのに、育てたいと言われても、育てられたくない、育てられたくないというとおかしいけれども、何かあまりにも漠然として過ぎて、逆にいろんなことを規制されてしまうのではないかというような危惧をも

つ中学生はいませんか。

安間教育長　これは、やはり我々が考えなければいけないのでしょうか。重点目標、要するに教員がどういうところに重点を置いて指導していきましょうというなら、それは言うのは分かるのだろうけれども。やはり今のお話みたいに、私はこれもそうなのだけれども、人材の活用という言葉もものすごく気になっていて、何か自分が人材で活用されてしまうのかと、何かやはりそういう見方というのが今の世の中にはあるのではないかなと。翻ってみれば、育てたいというのはやはり完全に外側の人間がこの子たちをこうしたいという印象に見えますよね。だから、やはりこういう文言はこれからアンテナを高くして、検討していかなければいけないようないい視点をいただいたのではないかと思います。皆様、いかがですか。

柴田委員　保坂委員の発言に関連しまして、育てたい児童・生徒像とともに、児童・生徒側からこうなりたい自分たちの像みたいな、そういうことをこのような場で自己決定して行って、大人と意見をすり合わせていくというものが必要なのではないかと思いますので、子どもの自主性を育てるという意味でもこうなりたい像みたいな、そういうことについて子どもたちが討議し合う場というものも必要なのではないかと思います。

伊東委員　色々な御意見があって、それはそれでいいと思います。ただ、実際に教育活動を行っていく、何といるのでしょうか、主体者といいますが、教育活動を行っていく立場から見たときにどうあるのかという資料だと思いますので、そういう意味では、一定のこの指導目標といいますが、もう指導という言葉も使えなくなるというようなことでは、やはり教師の活動もできませんので、子どもたちに提示するときの資料というのは、また変えていく必要があると思いますけれども、やはり教師同士で共通認識をもって目標を共有していくという観点から言えば、育てていきたい像といいますが、子ども像とか、どういったものを育てて、どういった子どもたちを育成していくかという、そのような概念、あるいは目標、像というものが共通認識として持っていくことに関しては、私は特に違和感を感じているものではありません。

安間教育長　ぜひ、これは教育指導課のほうで考えてください。保坂委員も学校の教育目標を否定しているわけではない。こうやって具体的になった場合に、あまりに

も子どもに対して一方的になっているのではないかという話で、だから、これを突き詰めていくと、一人ひとりの子どもにとって、この子にはどのような力が必要だ、この子はどうなりたいと思っているという、全員一人1個ずつ目標を持たなければなりませんよね、突き詰めていくと。ですが、これは改めて重点的にやっていくということですから、やはり言葉の印象の問題なのだろうと思うのですけれども、ぜひそれは考えて、これからもやっていきましょう。伊東委員がおっしゃったとおりで、全体の目標がなかったら、全体の教育活動ができませんので、そこはぜひ検討課題として受け止めておいてください。

よろしゅうございますか。

私はこの小中一貫教育を進めていきたいと思いますと言っているのだけれども、やはり評価のポイントになるのは、小中一貫の時間軸でいうと後のほうなのです。時間が進んでいってしまえば、後に結果が表れていくわけで。だから、小中一貫といって、小学校が卒業させたらおしまいだというのを何とかしたいのですよ、私は。

だけど、逆にいうのなら、ものすごく力を入れて、コーディネート力も発揮したり何なりしなければいけないのは後半のほう、つまり中学校なのです。学校訪問をしていて、先ほど紹介されたあのグループの中ですら、小学校が幾つか集まって、学芸発表会や音楽会みたいなもう市としてのものがコロナのせいでなくなったから、自分たちでやりましょう。普通、その大元締め、その子たちが進学してくる中学校の側だったら、積極的にそこに関与して、中学生が運営してあげたり何なりと考えるのだけれども、全くあるグループは動きがないのですよ。やる気がない。

ですから、やはり私はポイントというのはそこにあると思いますよ。すごく極論を言えば、先ほど伊東委員が、指導・助言だけで足りるのかとおっしゃいましたが、やはりやる気のある中学校の校長が必要なのだと、私はつくづく最近思っています。

以上です。

それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

以上で、公開の審議を終わりますが、委員の方から何かございましょうか。

ないようでございます。それでは、ここから非公開となりますので、傍聴の方は恐縮ですが、御退席をお願いいたします。

【午前10時50分休憩】